



大寒の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第47回審議会の開催についてお知らせいたします。



第47回土地区画整理審議会を開催します

駅北口土地区画整理審議会を下記の日程で行います。

1. 日 時 令和7年2月12日（水）午後2時00分から
2. 場 所 駅北口まちづくり事務所 会議室
3. 議 題
 - （1）会長及び会長代理の選出
 - （2）議席の決定
 - （3）工事及び使用収益開始等の進捗状況（報告）
 - （4）事業計画（第3回変更案）の概要（説明）
 - （5）仮換地指定（報告）

※議題（5）は、個人情報に関することについて取り扱いますので、審議会の議決により、非公開となる場合があります。
あらかじめご了承ください。

駅北口まちづくり事務所からのお願い

建物の新築や増改築、工作物の新設や駐車場の新設等をお考えの場合は、土地区画整理法第76条の規定により、原則として建築行為等が制限されていますので、事前にご相談ください。

◎土地区画整理事業に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

「駅北口まちづくり事務所」

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp

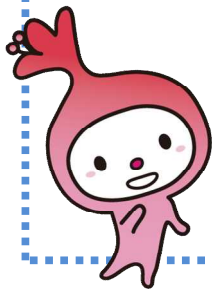


第四期和光市駅北口土地区画整理審議会 借地権者委員補欠選挙の結果について

令和6年10月22日から令和7年1月20日の間、
借地権者に係る審議会委員補欠選挙を行いました。
その結果、立候補者が0名であったため、投票は実施せず、
**借地権者委員（定数1名）は欠員という形で審議会を開催
していくことと決定しました。**

◆現在の和光市駅北口土地区画整理審議会委員内訳

	定数	現委員(第四期)
借地権者	1名	0名
土地所有者	7名	7名
学識経験者	2名	2名
合計	10名	9名



欠員となった借地権者委員の枠については、今後立候補者が現れた時点で、速やかに補欠選挙を実施し、改めて委員の選任を行うことを併せてご報告いたします。



【被選挙権のある方（立候補できる方）】

→地区内の土地に、借地権をお持ちの方

※ただし、以下に当てはまる場合は立候補できません。

- ・未成年者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行中または執行猶予期間中の方



※審議会委員の補欠選挙に係るお問い合わせは、
「駅北口まちづくり事務所 換地担当」まで、お願いいたします。